

資料 8

法務大臣提出資料

<第1回デジタル行財政改革会議（R5.10.11）での総理指示>

「この社会変革を進める上でスタートアップの活用、これも重要です。（略）これについては小泉大臣に、是非、**創業環境の改善**のため、**公証人による定款認証の見直し**をお願いいたします。」

令和5年度中の取組

- ✓ 定款認証手続の**大幅な迅速化や負担軽減**のための運用上の改善策を、R5.12～R6.3に、**三段階で新たに導入**・実施。
- ✓ 定款認証**制度の在り方**について、法務省に**有識者検討会**を立ち上げ、R6.1.31に取りまとめ。今後の取組の方向性を決定。

<見直しの内容：2つの原則の導入>

48時間原則

- ✓ スタートアップ向け「**定款作成支援ツール**」を**公表**（R5.12～）し、**改定**。**民間サービスとの連携**も開始。
- ✓ 原則**48時間以内に、定款認証手続を完了**させる新たな運用を東京・福岡で**開始**（R6.1～）。

ウェブ会議原則

- ✓ 面前確認を、**原則ウェブ会議**とし、公証役場**来所を不要**に（R6.3～）。ウェブ利用率は着実に増加。

令和6年度以降の新たな取組

（※）なお、定款認証制度の在り方自体も、引き続きの検討課題

設立登記を含む 72時間原則

- ✓ 定款認証の48時間原則に加え、その後に必要な**法務局での設立登記申請手続**も含めて、**合計72時間以内に両手続を完了**させる新たな運用を開始予定。
- ✓ モデル定款(定款作成支援ツールを含む)を用い、**定款認証・法人設立登記の一連の設立手続の迅速化・効率化**を実現。



手数料の見直し

- ✓ **定款認証手数料**について、財政基盤の弱いスタートアップの更なる支援のため、**現行3万円の最低区分**を、一定の要件で、**半額程度まで引き下げる**ことを目指して検討。
- ✓ R4.1の引下げに続き、**更なる引下げ**を実施することで、スタートアップの一層の負担軽減を実現。

公証人への民間人材 の登用促進等

- ✓ 公証人公募時における**情報提供を拡充**させるとともに、公証業務の適正化の観点から**監督・指導を強化**。
- ✓ 公証業務の質の向上や担い手の多様化を図る観点から、**公証人の地位・業務の在り方**など、**民間人材の公証人への登用の在り方**について、**検討・調査**を進める。

現行制度・課題

- ✓ 出生届について、対面の必要性や紙媒体での提出が子育て世帯の負担となっているとの課題。
- ✓ オンラインによる戸籍の届出については、法令上は可能となっているが、添付書面に作成者の電子署名が必要であるなどの制約があるため、現時点で戸籍の届出のオンライン化に対応している市区町村はない。

<デジタル行財政改革会議中間とりまとめ（R5.12.20）>

「オンラインでの出生の届出において添付する出生証明書について医師等の電子署名の付与を不要とする省令改正を実施し、…その画像情報による添付を可能とした上で、…出生届のオンライン届出を2024年夏までに実現する。」

出生届オンライン化に向けた法務省の取組

- ✓ 希望する市区町村について、出生証明書の画像添付方式による出生届のオンライン化の実現（2024年8月中目途）。
→ **出生証明書について、医師等の電子署名を不要とする省令改正等を実施。**

事務フローのイメージ

① 出生届データ等の作成・送信



- ・出生証明書の撮影
- ・マイナポータルで出生届の作成・送信

② 出生届データ等の受信



LGWAN端末から、届出人から送付のあったデータをダウンロード

③ 出生届の審査



②で受信したデータをもとに審査

④ 戸籍への記載等



受理相当と判断されれば、戸籍に記載し、印刷したデータをもとに届書等として保存

2026年度を目途に実現することを目指す対応
(全市区町村で実施を目指す)

- ・マイナポータルから、戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出を可能に。
- ・出生証明書については、医療機関から自治体に直接提出することを可能に。
(これらによりデータ連携を可能とすることで、紙による印刷・保存作業が不要となる)